

北播磨総合医療センター企業団情報公開審査会規程

平成 22 年 3 月 4 日
企業管理規程第 15 号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団情報公開条例（平成 22 年北播磨総合医療センター企業団条例第 13 号）第 14 条第 8 項の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を統括し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規程の施行の日以後最初に招集される審査会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、企業長が招集する。